

令和2年4月

お客様各位

朝銀西信用組合

預金規定等の改定および電子化のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当組合では、下記の通り令和2年4月1日より預金規定等を改定いたします。

また、本改定を踏まえ、環境に配慮した取組み等に対する推進の一環として、預金関連規定の電子化を行いホームページに掲載いたします。

この対応により、常に最新の規定がご確認いただけるようになるため、当組合窓口での預金関連規定の配布を終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1.主な改定内容

1) 令和2年4月1日の民法改正に伴う改定

- ①成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の条項の一部追加
- ②定期預金の期日前解約の取扱についての条項の一部追加
- ③各規定変更時の周知方法等について条項の新設

2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にかかると異動事由等の一部改定

- ・休眠預金等活用法に係る異動事由
- ・休眠預金等活用法に係る最終異動日等

3) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

- ・取引の制限等の条項の新設
- ・「解約等」条項の一部追加

2.改定日 令和2年4月1日(水) ※電子化によるホームページ掲載日 令和2年7月1日(水)

3.改定及び電子化する預金規定等

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

- ・普通預金規定/無利息型普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定
- ・通知預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・自由金利型定期預金(M型)規定/自動継続自由金利型定期預金(M型)規定
- ・自由金利型定期預金規定/自動継続自由金利型定期預金規定
- ・期日指定定期預金規定/自動継続期日指定定期預金規定
- ・積立定期預金規定(単利型/複利型)
- ・定期積金規定
- ・当座勘定規定(一般当座用/専用約束手形口用)
- ・インターネットバンキング利用規定
- ・キャッシュカード取引規定
- ・カードローン・カード取引規定

【参考】普通預金規定/無利息型普通預金規定

改定後	改定前
普通預金規定・無利息型普通預金規定	普通預金規定・無利息型普通預金規定
1. (取扱店の範囲) ～ 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) 〈省略〉	1. (取扱店の範囲) ～ 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) 〈省略〉
8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。 (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 〈追記〉 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。 (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
9. (印鑑照合等) ～ 12. (反社会的勢力との取引拒絶) 〈省略〉	9. (印鑑照合等) ～ 12. (反社会的勢力との取引拒絶) 〈省略〉
13. (取引の制限等) (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。 <u>預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。 (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。	〈新設〉

14. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当 店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの 預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこ の預金口座を解約することができるものとします。なお、 通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当 組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信 した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかにな った場合または預金口座の名義人の意思によらずに開 設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 11 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 <u>経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、また はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、 またはそのおそれがあると認められる場合 15. (通知等) 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書 類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったと きでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動 を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動 事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、 口座振替その他の事由により預金額に異動があったこ と(当組合からの利子の支払に係るものを除きま す。) ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の 請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握す ることができる場合に限ります。) ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提 供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法 第 3 条第 1 項にもとづく「公告」の対象となってい る場合に限ります。) ア. 公告の対象となる預金であるかの該当性 イ. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく 通知を受け取る住所地 ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書 の発行、記帳(記帳がなかった場合を除きます。)も しくは繰越があったこと(※) ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと(ATM によ る残高照会(ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時 以降に照会したものに限ります。))(※) ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号 に掲げるいずれかの事由が生じたこと 〈削除〉	13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当 店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの 預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこ の預金口座を解約することができるものとします。なお、 通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当 組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信 した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかにな った場合または預金口座の名義人の意思によらずに開 設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 11 条第 1 項に違反した場合 〈追記〉 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、 またはそのおそれがあると認められる場合 14. (通知等) 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書 類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったと きでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 15. (保険事故発生時における預金者からの相殺) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動 を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動 事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、 口座振替その他の事由により預金額に異動があったこ と(当組合からの利子の支払に係るものを除きま す。) ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の 請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握す ることができる場合に限ります。) ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提 供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法 第 3 条第 1 項にもとづく「公告」の対象となってい る場合に限ります。) ア. 公告の対象となる預金であるかの該当性 イ. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく 通知を受け取る住所地 ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書 の発行、記帳(記帳がなかった場合を除きます。)も しくは繰越があったこと(※) ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと(ATM によ る残高照会(ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時 以降に照会したものに限ります。))(※) ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号 に掲げるいずれかの事由が生じたこと(ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動が発生したものと
---	--

(※) ※ただし、上記の異動事由④～⑥に該当する預金種別は別表のとおりとします。 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります）。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日） ② 初回満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日 ア. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）※ただし、以下の条件によります。 平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日当該異動事由が生じた日 平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日当該事由が生じた期間の満期日 イ. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。） ウ. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 エ. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。(※)ただし、以	に限りします。)(※) ※ただし、上記の異動事由④～⑥に該当する預金種別は別表のとおりとします。 17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります）。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ③ 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日） ④ 初回満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日 ア. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）※ただし、以下の条件によります。 平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日当該異動事由が生じた日 平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日当該事由が生じた期間の満期日 イ. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。） ウ. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 エ. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。(※)ただし、以
--	--

下の条件によります。 平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日当該異動事由が生じた日 平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日当該事由が生じた期間の満期日 オ. 預金者等からの残高の確認があったこと（ATM による残高照会（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。))（※） カ. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと（削除） （※） キ. 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。（ただし、平成 31 年 3 月 10 日以降に発した通知に限ります。） ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（削除） （※） ※ただし、上記の異動事由(2)(2)エ～カおよび③に該当する預金種別は別表のとおりとします。	下の条件によります。 平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日当該異動事由が生じた日 平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日当該事由が生じた期間の満期日 オ. 預金者等からの残高の確認があったこと（ATM による残高照会（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。))（※） カ. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動が発生したものに限ります。）（※） キ. 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。（ただし、平成 31 年 3 月 10 日以降に発した通知に限ります。） ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動が発生したものに限る。） 他の預金に係る最終異動日等（※） ※ただし、上記の異動事由(2)(2)エ～カおよび③に該当する預金種別は別表のとおりとします。
19. （休眠預金等代替金に関する取扱い）	18. （休眠預金等代替金に関する取扱い）
20. （規定の変更）	〈新設〉
(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	
21. （規定の交付）	〈新設〉
(1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。 (2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出て下さい。	
以 上	